

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	海上運送法の一部を改正する法律(平成24年法律第88号)
規制の名称	準日本船舶の認定に係る総トン数等の測度等
規制の区分	新設
担当部局	海事局外航課
評価実施時期	平成30年3月28日
事前評価時の想定との比較	船腹過剰や中国経済の減速等を背景に国際海運市況が歴史的に低迷し、我が国海外航海運企業においては厳しい経営環境下で船隊規模を縮小せざるを得ない状況である中で、従前のペースで日本船舶を増加させることが一層困難な状況が生じており、これまで以上に準日本船舶の必要性が増していると言える。このため、引き続き、安定的な国際海上輸送の確保のためには、日本船舶に加えて、準日本船舶の確保が必要であり、その認定に係る本規制の必要性は引き続き認められる。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	総トン数等の測度に要する費用については、他の現行法制度上、通常日本船舶への転籍時に生じる費用と同様のものであり、追加的な費用ではない。その他の費用についてはほとんど発生していない。
(行政費用)	総トン数等の測度に要する費用については、実費を勘案した手数料を事業者から徴収しており、その他の費用についてはほとんど発生していない。
(効果)	日本船舶を補完するものとして日本船舶以外に、航海命令による航海に確実かつ速やかに従事できる準日本船舶として、平成28年度末で69隻を確保している。
(便益(金銭価値化))	準日本船舶69隻が航海命令時の航海に確実かつ速やかに従事できることを金銭価値化して把握することは困難である。
(副次的な影響及び波及的な影響)	本規制の導入により発現した副次的な影響は確認されなかった。
考察	<p>当該規制の導入に伴い発生した費用について、遵守費用として総トン数等の測度に要する費用については追加的な費用ではなく、その他の費用についてはほとんど発生していない。また行政費用における総トン数等の測度に要する費用については実費を勘案した手数料を事業者から徴収しており、その他の費用についてはほとんど発生していない。これに対して、当該規制の導入に伴う効果としては、航海命令発令時に日本船舶へ転籍し、速やかに航海に従事することが可能となる準日本船舶69隻が確保されている。</p> <p>これら費用と効果を踏まえると、費用に対して効果が大きく、今後も同様の効果が得られると考えられることから、当該規制を継続することは妥当である。</p> <p>また、規制の事前評価時以降、外航海運市況の低迷を受けて対外船舶運航事業者の船隊規模を縮小する状況が生じたことから、これまでのペースで日本船舶及び従前の準日本船舶を確保していくことが困難であることに鑑み、準日本船舶の対象範囲を拡大する等を内容とする「海上運送法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出し、平成29年4月に成立、同年10月に施行したところである。</p>
備考	